

中野区児童相談所の設置について

1 設置時期

令和4年4月

2 運営基本方針

(1) 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

(2) 基本方針・取組

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

3 組織及び人員体制

(1) 組織（カッコ内は主な分掌事務）

児童相談所長

児童相談所副所長

管理係（庶務、予算、決算、等）

企画調整係（専門的対応に係る調整・支援、里親・施設支援、研修、等）

医療連携担当係長（医療等の専門的対応に係る調整・支援）

相談係（虐待通告の受付・調査・社会診断・判定、一時保護の調整、等）

支援第一係・第二係（虐待通告を除く相談の受付、相談に係る継続支援、等）

心理係（心理診断、心理支援、等）

一時保護所長

一時保護係（一時保護、生活支援、学習支援、行動観察、健康管理、等）

保護児童支援担当係長（一時保護児童の特別な支援に係る調整）

(2) 人員体制（一時保護所除く）

所長・副所長（管理職）、児童福祉司（25名）、児童心理司（13名）、保健師、一般事務

※ 会計年度任用職員

児童相談専門支援員（学識経験者等）、児童相談業務指導員（児童相談所勤務経験者）、虐待対応専門員（警察OB）、法的対応専門員（弁護士）、医療対応専門員（医師）、里親専門員、施設連携強化専門員、児童相談所研修等コーディネーター等

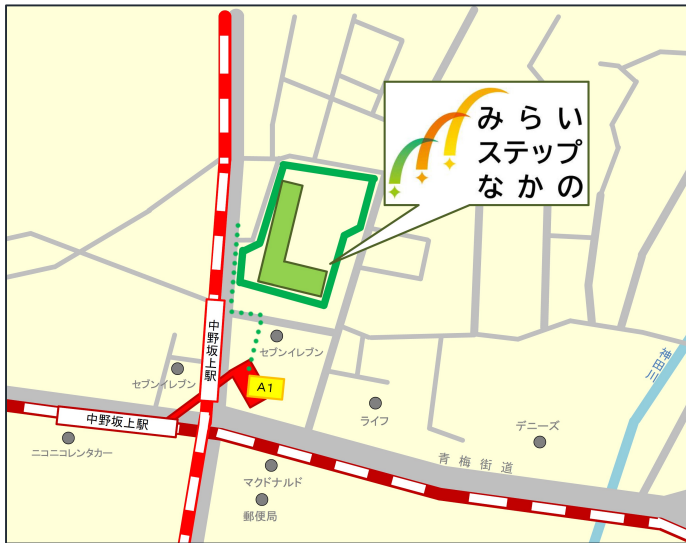
(3) 子ども家庭支援センターとの関係

児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を統合し、一体的に運営することにより切れ目のない効果的な相談・支援を行います。

4 設置場所・施設概要

中野区中央一丁目41番2号「みらいステップなかの」

※ 中野東中学校及び「みらいステップなかの」（中野区子ども・若者支援センター、中野区児童相談所、中野区立教育センター、中野区立中野東図書館）の複合施設



総延床面積 約17,829㎡

(うち、子ども・若者支援センター・中野区児童相談所部分 約3,281㎡)

【複合施設部分 フロア構成】

10階	教育センター（教職員研修センター）
7階～9階	中野東図書館
6階	総合受付
5階	相談室、心理相談室、等
4階	教育センター（相談室）、相談室、多目的室、等
3階	（学校）、教育センター（教育支援室）
2階	（学校）
1階	各所エントランス、（学校）

5 一時保護所

(1) 一時保護所の運営基本方針

- ① 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。
- ② 子どもの権利とアドボカシー(意見表明)を保障し、一人ひとりの生活を支援します。
- ③ 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。
- ④ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

(2) 入所定員

12名（男女各5名、幼児2名）

(3) 人員体制

一時保護所長（管理職）、一時保護係長、保護児童支援担当係長、支援員（児童指導員・保育士）、看護師（23人）

※ 会計年度任用職員

心理療法担当職員、学習支援員、夜間指導員、生活支援員